

省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同条第七項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合であらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。

(連絡及び協力)

第二十二条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行に当たつては、食用に供するために行う獸畜の処理の適正の確保に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。

（事務）区分

第一項第一号に規定する第一号法定受託事務とす
る。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金刑に処する。
一 第四条第一項の規定に違反した者
二 第十三条第一項又は第二項の規定に違反した者
三 第十四条第一項から第三項まで（同条第四項）

定の適用がある場合を含む。) の規定に違反した者

二 第十六条の規定による禁止若しくは命令に違反した者又は同条第二号若しくは第三号の規定により当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第十八条第一項の規定による命令又は同条第二項の規定による命令若しくは禁止に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

二 第十一条の規定に違反した者

三 第十二条第一項の規定による認可を受けないで、又は同条第二項の規定に違反して、と畜場使用料又はとさつ解体料を受けた者

四 第十三条第三項の規定による指示に違反した者

五 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十四条 一億円以下の罰金刑

二 第二十五条 又は前条 各本条の罰金刑

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の規定は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。
(屠場法の廃止)

2 屠場法(明治三十九年法律第三十二号)は、廃止する。
(と畜場設置の許可に関する経過規定)

3 この法律の施行の際、現に從前の規定による許可を受けて設置されていると畜場のうち、その構造設備が第五条第一項の規定による一般と畜場の基準に合うもの及び通例として一日に十頭を超える獸畜をとさつし、又は解体しているものは、この法律の規定による許可を受けて設置された一般と畜場とみなし、その他のものは、この法律の規定による許可を受けて設置された簡易と畜場とみなす。
(と畜検査員に関する経過規定)

4 この法律の施行の際、現に從前の規定によりと畜検査員を命ぜられている者は、この法律の規定によりと畜検査員を命ぜられたものとみなす。
(罰則に関する経過規定)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号)抄

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。

6 この法律の施行前にされた行政手続でのこの法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつて、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

9 各号に定める日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条から第三条まで、第二十一条及び第二十三条の規定、第二十四条中麻薬取締法第二十九条の改正規定、第四十一条、第四十七

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされる許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益处分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第十二条、第五十九条たゞし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

二

第三百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)

は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定以下この条及び五百七条第四項から第六項まで、第一百六十二条の規定(公布の日

に係る部分に限る。)、第二百四十九条から第一百五十一条まで、第一百五十九条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十五条、第一百六十六条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十三条、第一百八十八条规定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マツサージ指

压師、はり師、きゅう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と畜場法第二十二条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八条第二項、精神保健及び精神障害者福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の處理及清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求について(国等の事務)

二

第三百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國の事務として処理するものとする。

三

第三百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、新地方自治法に基づく政令に示すものについて、地方公共団体との役割分担に応じた地方税と地方公共団体との役割分担に応じた地方税の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四

第三百五十九条 政府は、新地方自治法第二百五十九条の規定による改正前のそれぞれの法律に規定するものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

五

第三百六十一条 (不服申立てに関する経過措置)

六

第三百六十一条 (施行日前にされた国等の事務に係る処分について)

七

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分について)

八

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

九

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

十

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

十一

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

十二

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

十三

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

十四

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

十五

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

十六

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

十七

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

十八

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

十九

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

二十

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

二十一

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

二十二

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

二十三

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

二十四

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

二十五

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

二十六

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

二十七

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

二十八

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

二十九

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

三十

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

三十一

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

三十二

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

三十三

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

三十四

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

三十五

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

三十六

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

三十七

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

三十八

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

三十九

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

四十

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

四十一

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

四十二

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

四十三

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

四十四

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

四十五

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

四十六

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

四十七

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

四十八

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

四十九

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

五十

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

五十一

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

五十二

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

五十三

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

五十四

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

五十五

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

五十六

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

五十七

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

五十八

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

五十九

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

六十

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

六十一

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

六十二

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

六十三

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

六十四

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

六十五

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

六十六

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

六十七

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

六十八

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

六十九

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

七十

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

七十一

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

七十二

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

七十三

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

七十四

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

七十五

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

七十六

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

七十七

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

七十八

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

七十九

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

八十

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

八十一

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

八十二

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

八十三

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

八十四

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

八十五

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

八十六

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

八十七

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

八十八

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

八十九

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

九十

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

九十一

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

九十二

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

九十三

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

九十四

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

九十五

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

九十六

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

九十七

第三百六十一条 (この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による処分等の行為について)

八条、第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十六条まで、第三十一条、第三十三条及び第三十五条の規定（公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日）

四 第二条中食品衛生法第十九条の改正規定（第十七条第一項）を「第二十八条第一項」に改める部分を除く。）、第六条中と畜場法第十九条の改正規定及び第八条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三十九条の改正規定 平成十六年四月一日（衛生管理責任者及び作業衛生責任者に関する経過措置）

この法律の施行の際現にと畜場の衛生管理の業務に従事している者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、平成九年四月一日において三年以上と畜場の衛生管理の業務に従事した経験を有するものは、この法律の施行の日から三年間は、第五条の規定による改正後のと畜場法（次条において「新と畜場法」という。）第七条第五項の規定にかかるはず、同条第一項に規定する衛生管理責任者となることができる。

第七条 この法律の施行の際現に獸畜のとさつ又は解体の業務に従事している者その他その者には、新と畜場法第十条第二項において準用する規定にかかるはず、同条第一項に規定する獸畜のとさつ又は解体の業務に従事した経験を有するものは、この法律の施行の日から三年間は、新と畜場法第十条第二項において準用する（処分、手続等に関する経過措置）

第九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定附則第十二条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によつてしたものとみなす。

（国民の意見の聴取等）

第十条 厚生労働大臣は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求め、又は食品安全委員会の意見を聞くことができる。

一 略

二 第六条の規定による改正後のと畜場法第六条、第九条並びに第十四条第六項第二号及び第三号の厚生労働省令並びに同条第七項の政令を定めようとするとき。

（罰則に関する経過措置）

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

（衛生管理責任者及び作業衛生責任者に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

（衛生管理責任者及び作業衛生責任者に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

（衛生管理責任者及び作業衛生責任者に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

（衛生管理責任者及び作業衛生責任者に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

（施行期日）
九号 抄
(平成二六年六月一三日法律第六
六号)
（施行期日）
九号 抄
(平成一九年六月二七日法律第九
六号)
（施行期日）
九号 抄
(平成二六年六月一三日法律第六
六号)
（施行期日）
九号 抄
(平成二九年五月三一日法律第四
六号)
（施行期日）
九号 抄
(平成二九年五月三一日法律第四
六号)
（施行期日）
六号 抄
(平成三〇年六月一三日法律第四
六号)
（施行期日）
六号 抄
(平成三〇年六月一三日法律第四
六号)

他の不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（訴えの提起するべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

二 略

三 第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十七条第一項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定並びに附則第八条、第十五条から第二十一条まで及び第二十四条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内における政令で定める日）

（公衆衛生上必要な措置に関する経過措置）

（政令での委任）

（罰則に関する経過措置）

一 附則第十一条及び第十三条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十七条第一項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定並びに附則第八条、第十五条から第二十一条まで及び第二十四条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内における政令で定める日）

（公衆衛生上必要な措置に関する経過措置）

（政令での委任）

（罰則に関する経過措置）

（公衆衛生上必要な措置に関する経過措置）

（政令での委任）

（罰則に関する経過措置）

（公衆衛生上必要な措置に関する経過措置）

（政令での委任）

（罰則に関する絏過措置）

（公衆衛生上必要な措置に関する絏過措置）

（政令での委任）

（罰則に関する絏過措置）

この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日